別記様式第28（第29条関係）（令２内府令56・追加）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由
２．規制の特例措置の整備によらず、先端的区域データ活用事業活動の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
３．国家戦略特別区域諮問会議からの意見の概要
４．その他

（備考）

１．「内閣総理大臣　名」は、法第28条の４第５項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第９項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「２．」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な先端的区域データ活用事業活動の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。